

●私たちの決意

「事業は人なり」と言うように、人こそが事業のありようを決定づけます。その意味では、私たちは常日頃から自身の感覚や感度を鍛えねばなりません。知ること、見ること、聞くことを惜しんではなりません。現場を重視し、そこから貪欲に学ばねばなりません。そこで、事業遂行にあたっては、次の5つの課題に留意します。

- ①法人設立後の取り組みを総括し、事業の刷新・強化をはかる。
- ②日々の自己研鑽と問題意識の深化をめざす。
- ③検証作業の徹底と強化をし、事業効果の測定をする。
- ④「協会」の持つ「専門性」や「優位性」を発揮し、社会的な存在意義を確立する。
- ⑤部落問題を見つめる確かな眼力を養う。

私たちが掲げる「人権文化のまちづくり」とは、人が人として等しく尊重され、命がかげえのないものとして大切にされ、人と人のつながりが育まれる社会づくりだと言えますが、今こそこうした取り組みを地域から積み上げ、広げていかねばなりません。役員・事務局一体となり、名実ともに揺るぎない存在となるよう奮闘します。

●5つの誓い

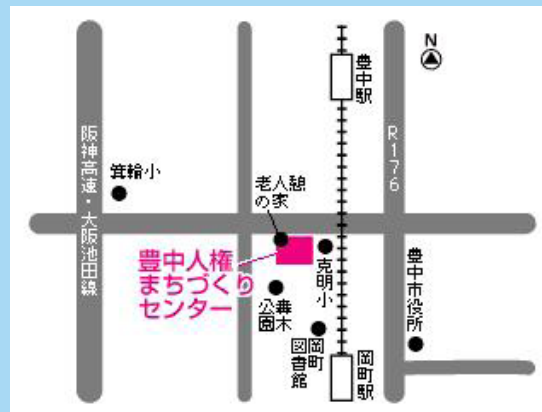
- (1)「法人」は、広範な人々とつながり、その知恵とエネルギーを集める仕組みを作ります。
- (2)「法人」は、持てるノウハウ（技術）やスキル（手腕）を磨き、新しい地歩を切り拓きます。

- (3)「法人」は、人々の安全と安心を確保し、誰もが人間らしく暮らすことのできる地域づくりに貢献します。
- (4)「法人」は、差別や人権侵害の防止および被害の回復、並びにこれらを引き起こす要因の除去に努めます。
- (5)「法人」は、21世紀を名実共に「人権の世紀」にするために奮闘します。

賛助会員になって、
識ろう！観よう！聴こう！

「協会」をささえていただく賛助会員を募集しています。多様な意見交換を通じて刺激しあい、学びあい、問題意識が触発され、行動への契機が実る場を創り出すために、知恵と力をお貸しください。年4回発行予定の機関誌「じんけん ぶんかまちづくり」をお届けします。

- 年会費1口・1000円です。
(できれば個人3口以上、団体10口以上)
- つぎの郵便振替口座に振り込んでください。
口座名：とよなか人権文化まちづくり協会
口座番号：00960-8-153806



一般財団法人 とよなか 人権文化 まちづくり協会

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会

〒561-0884 豊中市岡町北3-13-7

豊中人権まちづくりセンター内

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

メール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

蛍池事務所 TEL 06(6841)2315

メール bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

人権啓発情報事業

「協会」の有するノウハウやスキルを発揮し、広く市民に情報発信し、学びの機会と出会いの場の提供を通じて、人権意識の高揚を図ります。

①公開講座の企画運営

- ・「連続講座」や「人権文化のまちづくり講座」(受託事業)、現代的課題講演会の開催
- ・「3.11 を考え続けるシリーズ」の開催
- ・「じんまち☆シネマ」の開催

②パネル展の企画運営(受託事業)

- ・「常設展」(部落問題)
- ・「特別展」(多様な人権課題)の開催

③情報受発信

- ・機関誌「じんけん ぶんか まちづくり」の発行
- ・豊中人権まちづくりセンター情報紙「ひと まちであい」の発行(受託事業)
- ・ホームページ等デジタル情報の発信

④資料室および参考室の運営・管理・

- ・図書および資料の購入、貸出(受託事業)
- ・「資料室ニュース」の発行
- ・参考室の運営

⑤学習支援

- ・講師派遣
- ・フィールドワーク受け入れ

⑥寺本知の世界

- ・寺本知資料を整理し、その世界を紹介します。

人権相談支援事業

聴いてもらい、共感してもらえただけで、相談事は半分は解決したと言われるそうですが、「解決」に至るのはごくまれです。相談者とともにこの隘路を切り開いていきます。

①人権ケースワーク事業(受託事業)

- ・定例相談(蛍池事務所)
週3日(月・水・金、9時～17時)
- ・特設相談(蛍池事務所)
人権週間の期間に毎日(9時～17時)
- ・出張相談(豊中市役所第2庁舎1階)
月2回(第2・第4木曜日、13時～15時)

②人権相談

豊中事務所開設時(9時～17時)に実施

③精神障害者地域サロン(トークマインド)

精神障害者の自立と社会参加、社会復帰を支援し、また、地域住民と当事者の交流を図ります。

④自主活動支援事業

地域の住民組織の自主活動を支援します。

⑤地域交流推進事業

人権文化のまちづくりのベースである地域の特性を活かした取り組みを支援します。

⑥豊中人権まちづくりセンター老人憩の家の管理運営(受託事業)

- ※浴室の利用(60才以上の方)
- ◆利用日:月・水・金・土(午後2時～8時)
(最終受付は、午後7時30分)
(利用日が祝日や年末年始と重なる日は休み)

人権文化協働事業

さまざまな団体との連携・交流・協働事業で中核的な役割を担い、成果を生み出すために、より積極的な参画を図ります。

①世界人権宣言豊中連絡会議の運営および大阪連絡会議への参加

「パネル展」「総会&記念講演」「記念集会」を軸にしながら、豊中ならではの事業を企画し、活動の活性化を図ります。

②「ESDとよなか」への参画

人権も含めたあらゆる問題・課題を包括的に解決することを目指す取り組みをすすめます。

③「人権啓発市民ネットワーク会議」への参画

「知り合い・学び合う」場から、「創り合う」場へと進化できるよう、積極的な役割を果たします。

④「ひゅうまんプラザ」への参画

部落問題をテーマにした官民協働のとりくみとして、継続発展するとともに、さまざまなバリエーションで実施します。

⑤「企業人権協」との交流会

人権問題の解決を社会的責任として引き受け、チャレンジする企業との異業種間交流の場として、一層の充実を図ります。

⑥調査研究

時代の状況を反映し、変容しつつある差別の実相を内包する差別事象分析を通じての知見の獲得、その防止・緩和の方策確立にむけ、事例研究を重ねます。